

#### <COIの運用管理について>

- ・ 演者（共同演者を含む）は、当学会のCOI指針・細則に基づき、COI自己申告書の提出および発表時のCOI開示が必要となります（当学会のホームページにも記載）。
- ・ COI自己申告書は貴事務局宛てに提出していただき、選定されたCOI担当者が個人情報保護の観点から厳重に保管して下さい（2年後、廃棄）。なお、確実に個人情報の保護が行われる場合、電子媒体での受領・保管でも結構です。
- ・ COI自己申告書について、その真偽の問題は、報告者自身の研究者としての良心や自己責任の問題であるため、貴事務局では原則的に調査は行いません。ただし、重大なCOI状態が生じた場合（後から、内部告発や外部からの指摘により、虚偽の報告であったことが判明した場合等）には、COI自己申告書の調査を行うことがあり、それに基づき改善措置等を求めることがあります。
- ・ COI自己申告書の各項目の基準を超える場合、演題発表が不可ということではなく、当学会のCOI指針・細則に従い、発表スライド、ポスター、クリティカルパス展示において、適切にCOIを開示することで、問題なく発表できます。

#### <研究発表における倫理的配慮について>

- ・ 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」などの規定に則り、倫理的に配慮することが必要になります。
- ・ 特に、倫理審査委員会等の承認が必要な研究の発表は、各施設での承認が必要となります。